

JAF認定国内Aライセンス講習会受講資格の見直しについて

JAFはこのたび、レース参加者増加策の一つとして、Bライセンスを所持していなくてもJAF認定国内Aライセンス講習会を直接受講できる道を開くため、モータースポーツ審議会および通常理事会の議を経て、「講習会開設規定」、「JAFスポーツ資格登録規定」ならびに「自動車競技に関する申請・登録等手数料規定」の一部を改正しましたのでお知らせいたします。

概要は、JAF公認サーキットにおいて50分以上のスポーツ走行の経験があり当該サーキットからの走行証明書(※)があれば国内Aライセンス講習会を直接受講できることとし、この受講者は、通常の講義の前に、モータースポーツハンドブックを用いた基礎講義(30分以上)を受講するものとします。このため、直接Aライセンス講習会を受講する場合の受講料は24,000円以内(教材費は実費)としました。

これらの改正は、来たる4月1日から施行することとします。改正内容の詳細は、下記の各規則<新旧対象表>をご覧ください。

なお、上述の改正の他にも見直しを若干行っていますのであわせてご覧ください。

※：JAF所定書式(準備中)

記

- | | | |
|-------------------------------------|---|-----|
| 1. 講習会開設規定一部改正 <新旧対照表> | … | 1～2 |
| 2. JAFスポーツ資格登録規定一部改正 <新旧対照表> | … | 3～5 |
| 3. 自動車競技に関する申請・登録等手数料規定一部改正 <新旧対照表> | … | 6 |

以上



一般社団法人

日本自動車連盟

モータースポーツ部

〒105-0012 東京都港区芝大門1-1-30

日本自動車会館13階 TEL:03-3578-4936

講習会開設規定一部改正

<新旧対照表>

下線部分： 改正箇所

改正	現 行
<p>第1章 略 第2章 Aライセンス講習会 第13条 ～ 第16条 略</p> <p>第17条 講習内容および試験</p> <p><u>1. 基礎講義</u> モータースポーツハンドブック……………30分以上 ※国内Bを所持しない者が受講するものとする。</p> <p><u>2. 講義</u> 1) 国内競技規則……………30分以上 2) 競技車両規則……………30分以上 (国際モータースポーツ競技規則付則J項を含む) 3) 国際モータースポーツ競技規則付則H項……………30分以上 4) レーシング講義……………30分以上 5) 筆記試験……………30分 注) 筆記試験問題はJ A Fが作成し、そのつど提供する。</p> <p><u>3. 実技</u> (1) 基礎実技……………60分以上 (2) 走行実技試験……………60分以上 J A Fスポーツ資格登録規定第2条2項に規定する「限定国内競技運転者許可証A」の申請条件を満たした者が受講する場合は、基礎実技と走行実技試験は免除する。</p> <p><u>4. 筆記試験は、国内競技規則および国内競技車両規則、H項より抽出した問題とする。ただし受講者は上記の規則書等を試験の際に参照してもよい。</u></p> <p><u>5. 走行実技試験は、国際モータースポーツ競技規則の付則H項に基づく信号合図およびレーシングマナー等によるものとする。</u></p> <p><u>6. 試験は主任講師が責任をもって採点を行うものとする。</u></p>	<p>第1章 略 第2章 Aライセンス講習会 第13条 ～ 第16条 略</p> <p>第17条 講習内容および試験</p> <p><u>1. 講義 (試験を含み3時間以上)</u> 1) 国内競技規則……………30分以上 2) 競技車両規則……………30分以上 (国際モータースポーツ競技規則付則J項を含む) 3) 国際モータースポーツ競技規則付則H項……………30分以上 4) レーシング講義……………30分以上 5) 筆記試験……………<u>60分以上</u> 注) 筆記試験問題はJ A Fが作成し、そのつど提供する。</p> <p><u>2. 実技 (実技試験を含み2時間以上)</u> (1) 基礎実技……………60分以上 (2) 走行実技試験……………60分以上 J A Fスポーツ資格登録規定第2条2項に規定する「限定国内競技運転者許可証A」の申請条件を満たした者が受講する場合は、基礎実技と走行実技試験は免除する。</p> <p><u>3. 筆記試験は、国内競技規則および国内競技車両規則、H項より抽出した問題とする。ただし受講者は上記の規則書等を試験の際に参照してもよい。</u></p> <p><u>4. 走行実技試験は、国際モータースポーツ競技規則の付則H項に基づく信号合図およびレーシングマナー等によるものとする。</u></p> <p><u>5. 試験は主任講師が責任をもって採点を行うものとする。</u></p>

第18条 略

第19条 受講資格および受講料

1. 国内Bを所持する者：

①受講前24ヵ月以内にJ A F公認競技会（スピード行事あるいはラリー）に1回以上出場し、競技長によって成績（順位）認定された者（リタイア、ミスコース等は実績として認められない。）とし、受講料は20,300円以内とする。

②受講前24ヵ月以内にJ A F公認のレーシングコースにおいて25分以上のスポーツ走行経験があり、走行したコースからの走行証明を有する者とし、受講料は20,300円以内とする。

2. 国内Bを所持しない者：

受講前24ヶ月以内にJ A F公認レーシングコースにおいて50分以上のスポーツ走行の経験があり、走行したコースからの走行証明を有する者とし、受講料は、24,000円以内とする。

3. J A Fスポーツ資格登録規定第2条2項に規定する、「限定国内競技運転者許可証A」の申請条件を満たした者が受講する場合は、受講料は20,300円以内とする。

4. いずれの場合も受講料は消費税込みとし、J A F指定の教材費は実費とする。

5. 受講者人員は原則として20名以上とし、実技科目の講師1人につき受講者は10名以内を原則とする。

なお、身体の障害のある者から受講申込があった場合、講習会の主催者は、J A Fスポーツ資格登録規定第3条に基づき、受講に先立ち許可証を取得する適性についてJ A Fの審査を受け、承認を得なければならないことを知らしめなければならない。

以下、第49条まで 略

第50条 本規定の施行

本規定は、2012年4月1日より施行する。

第18条 略

第19条 受講者および受講料

1. 受講資格は国内競技運転者許可証のBライセンスを所持し、申請前24ヵ月以内にJ A F公認競技会（スピード行事あるいはラリー）に1回以上出場し、競技長によって成績（順位）認定された者。（リタイア、ミスコース等は実績として認められない。）

また、身体の障害のある者から受講申込があった場合、講習会の主催者は、J A Fスポーツ資格登録規定第3条に基づき、受講に先立ち許可証を取得する適性についてJ A Fの審査を受け、承認を得なければならないことを知らしめなければならない。

2. J A Fスポーツ資格登録規定第2条2項に規定する、「限定国内競技運転者許可証A」の申請条件を満たした者。

3. 受講料は1人20,300円（消費税込）以内とする。ただし、J A F指定の教材費は実費とする。

4. 受講者人員は原則として20名以上とし、実技科目の講師1人につき受講者は10名以内を原則とする。

以下、第49条まで 略

第50条 本規定の施行

本規定は、2009年11月1日より施行する。

J A F スポーツ資格登録規定一部改正

<新旧対照表>

下線部分： 改正箇所

改正	現 行
<p>第1章～第2章 略 第3章 競技許可証 第1条 競技許可証の種類と有効な競技会 1. 略 2. 略 1) ～2) 略 3) 国内競技運転者許可証 A： 略 B： 略 4) ～5) 略</p> <p><u>なお、J A F 発給の競技運転者許可証の所持者本人が競技運転者としてJ A F 公認の国内競技に参加する場合に限り、その競技運転者許可証は競技参加者許可証を兼ねることができるものとする。</u></p> <p>第2条 競技許可証の新規申請 1. 競技運転者許可証 1) 略 2) <u>上記1)の要件を満たし、かつ次の(1)～(4)のいずれかの条件を満たしたものは、各項目に定める国内競技運転者許可証の新規申請を行うことができる。</u> (1) <u>クローズド競技参加によるもの。</u> <u>J A F 登録クラブが開催するスピード行事またはラリーのクローズド競技会に1回以上出場した者：</u> ・国内Bを申請することができる。 ただし申請の際に当該クラブの代表者の証明を必要とする。 (2) J A F 認定の講習会の受講によるもの。 ① 「Bライセンス講習会」を受講した者： ・国内Bを申請することができる。</p>	<p>第1章～第2章 略 第3章 競技許可証 第1条 競技許可証の種類と有効な競技会 1. 略 2. 略 1) ～2) 略 3) 国内競技運転者 <u>(兼参加者)</u> 許可証 A： 略 B： 略 4) ～5) 略</p> <p>第2条 競技許可証の新規申請 1. 競技運転者許可証 1) 略 2) <u>上記各項目に該当し、新たに競技運転者許可証を取得する者は、次の4つの条件のいずれか1つを満たさなければならない。</u> (1) <u>J A F 登録クラブの会員は当該クラブにおいて開催されJ A F に届け出たクローズド競技会(ただし、レースを除く)に1回以上出場した者とする。ただし申請の際に当該クラブの代表者の証明を必要とする。</u> (2) J A F 認定の「<u>Bライセンス講習会</u>」を受講した者。</p>

②講習会開設規定第19条2.の受講資格を満たし、「国内Aライセンス講習会」を受講し合格した者：

- ・国内Aを申請することができる。

(3) 推薦によるもの。

① J A F 準加盟、加盟、公認クラブおよび特別団体の代表者の推薦を受けた者：

- ・国内Bを申請することができる。

② J A F 公認クラブおよび特別団体の代表者の推薦を受けた者：

- ・国内A以上を申請することができる。

ただし、国際競技運転者許可証については、J A F で審査を受け、承認された者でなければ発給されない。

(4) 略

2. 限定国内競技運転者許可証A

1) 年令が満16歳以上18歳未満で、次の(1)、(2)および(3)の条件を満たす者は、以下の競技車両による J A F 公認の国内格式以下の競技会のレースのみに参加できる限定国内競技運転者許可証A（以下「限定Aライセンス」という。）を申請することができる。

①フォーミュラ J 1600（F J 1600）

②スーパーF J（S-F J）

③フォーミュラ 4（F 4）

④上記①、②または③と同等性能であると J A F が特に認めたフォーミュラカー

(1) 限定Aライセンスを取得しようとする者は、申請するライセンス有効年の前年または前々年に、次のいずれか1つ以上の実績を満たしていること。

①全日本カート選手権において、年間総合順位6位以内に入賞

②日本国内において開催された国際格式のカート競技会において、6位以内に入賞

③国内外を問わず、C I K-F I Aのタイトルのかけられた国際格式のカート競技会において、6位以内に入賞

ただし、J A F は、上記①から③の条件に準ずる者からの申請について、審査のうえ参加できるレースを制限して認める場合がある。

(2) J A F 認定のAライセンス講習会の座学を受講し、かつその筆記試験に合格すること。

(3) 推薦によるもの。

① 国内B：

J A F 準加盟、加盟、公認クラブおよび特別団体の代表者の推薦を受けた者。

② 国内A以上：

J A F 公認クラブおよび特別団体の代表者の推薦を受けた者。

ただし国際競技運転者許可証については、J A F で審査を受け、承認された者でなければ発給されない。

(4) 略

2. 限定国内競技運転者許可証A

1) 年令が満16歳以上18歳未満で、次の(1)、(2)および(3)の条件を満たす者は、以下の競技車両による J A F 公認の国内格式以下の競技会のレースのみに参加できる限定国内競技運転者許可証A（以下「限定Aライセンス」という。）を申請することができる。

①フォーミュラ J 1600（F J 1600）

②スーパーF J（S-F J）

③フォーミュラ 4（F 4）

④上記①、②または③と同等性能であると J A F が特に認めたフォーミュラカー

(1) 限定Aライセンスを取得しようとする者は、申請するライセンス有効年の前年または前々年に、次のいずれか1つ以上の実績を満たしていること。

①全日本カート選手権において、年間総合順位6位以内に入賞

②日本国内において開催された国際格式のカート競技会において、6位以内に入賞

③国内外を問わず、C I K-F I Aのタイトルのかけられた国際格式のカート競技会において、6位以内に入賞

ただし、J A F は、上記①から③の条件に準ずる者からの申請について、審査のうえ認める場合がある。

(2) J A F 認定のAライセンス講習会の座学を受講し、かつその筆記試験に合格すること。

- (3) 限定Aライセンス取得に関する親権者の同意を得ること。
- 2) 限定Aライセンスを取得しようとする者は、所定の申請書に記載の「健康管理事項」を確認の上で下記(1)の証明を取り付けた上、下記(2)から(4)までの書類を添付して、JAFの地方本部に申請すること。
- (1) JAF認定のAライセンス講習会受講および筆記試験合格証明（上記の所定の申請書の裏面に講習会の証印押印の欄がある）。
- (2) 前項(1)の実績を証明する書類
- (3) 限定Aライセンス取得に関する親権者が自署・捺印した同意書、親権者であることを証する書類（公的な書類）および印鑑証明
- (4) 写真1枚
- 3) ～8) 略

第3条 競技許可証の上級申請 略

1. 国内Bから国内Aへの申請：

Aライセンス講習会受講前24ヶ月以内に次のa.またはb.の実績を有し、同講習会を受講し、合格した者。

- a. JAF公認競技会（クローズドを除く）に1回以上出場
- b. JAF公認のレーシングコースにおいて25分以上のスポーツ走行の経験（走行したコースからの走行証明を所持していること）

以下、第18条まで 略

第19条 本規定の施行

本規定は、2012年4月1日より施行する。

- (3) 限定Aライセンス取得に関する親権者の同意を得ること。
- 2) 限定Aライセンスを取得しようとする者は、所定の申請書に記載の「健康管理事項」を確認の上で下記(1)の証明を取り付けた上、下記(2)から(4)までの書類を添付して、JAFの地方本部に申請すること。
- (1) JAF認定のAライセンス講習会受講および筆記試験合格証明（上記の所定の申請書の裏面に講習会の証印押印の欄がある）。
- (2) 前項(1)の実績を証明する書類
- (3) 限定Aライセンス取得に関する親権者の自筆による同意書、親権者であることを証する書類（戸籍謄本等）および印鑑証明
- (4) 写真1枚
- 3) ～8) 略

第3条 競技許可証の上級申請 略

1. 国内Bから国内Aへの申請：

国内Bの所持者で、申請前24ヶ月以内にJAF公認競技会（クローズドを除く）に1回以上の競技会出場実績を有し、JAF認定の「Aライセンス講習会」を受講し、合格した者。

本項の「申請前24ヶ月以内」とは、JAF認定の講習会を受講し合格した日から遡る最大24ヶ月以内の期間を指す。

以下、第18条まで 略

第19条 本規定の施行

本規定は、2011年1月1日より施行する。

自動車競技に関する申請・登録等手数料規定一部改正

<新旧対照表>

下線部分： 改正箇所

改正			現 行		
第1条 ～ 第25条 略			第1条 ～ 第25条 略		
第26条 講習会開設申請料および受講料			第26条 講習会開設申請料および受講料		
1. Bライセンス講習会 略			1. Bライセンス講習会 略		
2. Aライセンス講習会			2. Aライセンス講習会		
種 別	申請料、受講料 (円)	(本体価格 + 消費税 5%)	種 別	申請料、受講料 (円)	(本体価格 + 消費税 5%)
開設申請料 1件につき	6,600	(6,286 + 314)	開設申請料 1件につき	6,600	(6,286 + 314)
<u>受講料 国内B所持者</u> および <u>限定A取得希望者 1人 ※</u>	20,300円以内	(19,334円以内+966円以内)	<u>受講料 1人 ※</u>	20,300円以内	(19,334円以内+966円以内)
受講料 国内B非所持者 1人 ※	24,000円以内	(22,857円以内+1,143円以内)	※ただし、JAF 指定の教材費は実費とする。		
※ただし、JAF 指定の教材費は実費とする。			3. 公認審判員講習会 略		
3. 公認審判員講習会 略			第27条 略		
第27条 略			附則 第1条 施行日		
附則 第1条 施行日			本規定は、 <u>2012年4月1日</u> より施行する。		
本規定は、 <u>2012年4月1日</u> より施行する。			本規定は、 <u>2010年10月8日</u> より施行する。		